

## 別表六（七）の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の13第5項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が同項に規定する対象年度（以下「対象年度」といいます。）において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合（その法人が措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人である場合には、措置法第42条の13第7項第3号に規定する他の通算法人（同条第5項に規定する法人に該当するものに限ります。）が措置法第42条の4第8項第2号（同条第18項において準用する場合を含みます。）に規定する他の事業年度において措置法第42条の13第1項第1号又は第3号に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。）又は令和4年改正前の措置法第42条の13第5項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する法人が対象年度において同項に規定する特定税額控除規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「(4)≥10億円かつ(5)≥1,000人の場合において、(14) > 0のとき又は設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当するとき7」は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあつては「0.01又は」を消し、同年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「又は0.005」を消します。
- 3 「所得金額に係る要件」の各欄は、その対象年度が措置法第42条の13第5項に規定する設立事業年度又は合併等事業年度に該当する場合には、記載しません。
- 4 「対象年度の基準所得等金額13」の分子の空欄には、前事業年度（措置法令第27条の13第6項第1号（法人税の額から控除される特別控除額の特例）に規定する前事業年度をいいます。以下同じです。）の月数を合計した数とその対象年度の月数に満たない場合にはその合計した数を記載し、その合計した数とその対象年度の月数以上である場合にはその対象年度の月数を記載します。
- 5 「前事業年度等の基準所得等金額の合計額14」の記載に当たっては、次によります。
  - (1) その対象年度開始の日から起算して1年（その対象年度が1年に満たない場合には、その対象年度の期間）前の日を含む前事業年度にあつては、その前事業年度の月数調整前の別表六（七）「13」の金額（(2)の場合には、(2)により「前事業年度等の月数調整前の(13)」の金額とされる金額）をその前事業年度の月数で除し、これに同日からその前事業年度の終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額を「前事業年度等の月数調整前の(13)」の金額として計算します。
  - (2) その法人が令和2年6月改正令附則第45条の3第1項（法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）に規定する経過通算法人である場合には、前事業年度のうち連結事業年度については、「月数調整前の(13)」とあるのは、「(別表四の二付表「55の①」－「34の①」－「44の①」－「47の①」)」として計算します。
- 6 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
  - (1) その事業年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等16」の「前事業年度等②」の月数とが同じ場合  
「16」から「22」までの「前一年事業年度特定期間等③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「事業年度等又は連結事業年度等16」の「前事業年度等②」のその事業年度が当期の月数に満たない場合  
「17」から「22」までの「前事業年度等②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「事業年度等又は連結事業年度等16」の「前事業年度等②」の月数とその事業年度の月数を超える場合  
「16」から「22」までの「前一年事業年度特定期間等③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与

等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額22」の「前事業年度等②」には「差引20」の「前事業年度等②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第7項第2号ロ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。

7 「継続雇用者に対する給与等の支給額17」は、損金の額に算入される措置法第42条の12の5第3項第4号（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する継続雇用者に対する同項第3号に規定する給与等の支給額を記載します。